

母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十号

母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（昭和四十年広島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前		
第三条（貸付けの申請） 一―四（略） 五（略）	資金の種類別 イ 令第七条第一号、第三十一条の五第一号又は第三十六条第一号に規定する資金（以下「事業開始資金」という。）	添付書類 事業開始計画書（別記様式第二号）及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百六十五条の六第一項に規定する公正証書（以下「保証意」 思宣明公正証書「という。） 保証人が法人である場合又は民法第四百六十五条の九各号に掲げる者である場合を除く。以下 同じ。）	資金の種類別 イ 令第七条第一号、第三十一条の五第一号又は第三十六条第一号に規定する資金（以下「事業開始資金」という。）	添付書類 事業開始計画書（別記様式第二号）
	ロ 令第七条第二号、第三十一条の五第二号又は第三十六条第二号に規定する資金（以下「事業継続資金」という。）	事業継続計画書（別記様式第三号）及び保証意 思宣明公正証書（略）	事業継続計画書（別記様式第三号）	略
六（略） 2・3（略）	略	略	略	略

別記様式第一号（表面）中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、

「（明治，大正，昭和，平成 年 月 日生 歳）」を「（

別記様式第三十六号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、
「平成 年4月1日」を「 年4月1日」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」
に改める。

別記様式第三十七号(裏面)中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」
に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。